

石油組合におけるコンプライアンス強化策の実施について

全国石油商業組合連合会

公正取引委員会は長野県石油商業組合北信支部が独占禁止法における「不当な取引制限（カルテル）」違反を行ったと認定し、11月26日、同支部に対して再発防止などを求める排除措置命令を出しました。

排除措置命令が出されたことを受け、当会は石油販売業界を所管する資源エネルギー庁より、当会会員である都道府県の石油組合（以下、石油組合）を含めたコンプライアンス強化を実施するよう指導を受けました。

当会では2月の問題発覚以降、会員である石油組合や石油組合を通じて加盟組合員のコンプライアンス体制強化を要請し、6月には当会内にコンプライアンス委員会を設置して活動を開始しております。同委員会では、資源エネルギー庁の依頼により全国の組合員を対象に実施したコンプライアンス実態調査の結果も踏まえ、石油組合とSS事業者における法令遵守の意識向上とコンプライアンス体制整備を目的とした下記6項目のコンプライアンス強化策を取りまとめております。

当会会員である石油組合内に組織された支部が排除措置命令を受けた事実、また資源エネルギー庁からの指導を重く受け止め、今後とも引き続き本コンプライアンス強化策に基づき、石油組合及びSS事業者へのコンプライアンス意識強化に向けた啓発活動の実施、および法令違反行為の再発防止に努めてまいります。

《コンプライアンス強化策》

1. 石油組合とSS事業者によるコンプライアンス宣言
2. 法令遵守マニュアルの策定
3. 石油組合におけるコンプライアンス委員会設置等の体制整備
4. 注意喚起ポスターの作成・掲示
5. 有識者を講師とした県単位での研修会の開催
6. 石油組合でのコンプライアンス体制整備のための相談窓口の設置

以上

別添：コンプライアンス強化策の具体的内容

1. 石油組合とSS事業者によるコンプライアンス宣言

石油組合及び各SS事業者が、いかなる独禁法違反も許容しないという強い姿勢を明確に示し、代表者が社会的責任を果たし、社内で法令遵守を実践していくことを内外に向けて示すこととします。

このため当会では、コンプライアンス宣言のひな型を整備しました。

この宣言では、公正かつ自由な市場競争を尊重し、カルテル・談合、価格調整等の不当な取引制限行為には一切関与しないことや社会通念上不適切とされる利益供与や便宜供与を排除するなど業界全体としての意思表示を行います。加えて、社内啓発・社員教育の取組に向けて、従業員のコンプライアンス意識の定着を図るための継続的な教育・研修・啓発活動を進め、社内における高い倫理意識の浸透に努めていくことを宣言します。

2. 法令遵守マニュアルの策定

石油組合やSS事業者が、法令を正しく理解し、日常業務の中で実践できるよう「法令遵守マニュアル」を作成することとし、当会ではマニュアルのひな型を整備いたしました。本マニュアルでは、独占禁止法をはじめとして、石油流通業に関連する法令について概要や遵守のポイントを取り上げています。特に独占禁止法の不当な取引制限に抵触しないための行動姿勢として、以下の4点を示しています。

・ 価格、数量の取り決め禁止

電話や口頭で価格や数量を取り決める行為は厳禁。情報の発信・受領のいずれも行わず、受け取っただけでもカルテルと疑われる可能性がある。

・ 私的な場でも情報交換は抵触

業界会合だけでなく、仲間内の私的な集まりでも価格情報の交換はカルテルとみなされるおそれがあるため、慎重な対応が必要。

・ 不適切な話題に対する意思表示

会合で価格の取り決めに関する話題が出た場合は速やかに退席し、その後、情報を受け取らない意思を明確に示すこと。

・ 情報共有と相談体制の確保

会合で価格や数量に関する話題が出た場合は、上司や経営責任者に報告し、必要に応じてコンプライアンス担当者と協議する。

3. 本事案を受けた各県組合における体制整備と運営の見直し

今後、透明性と健全性を確保した上での組合活動を進めていくため、今後、石油組合においてコンプライアンス委員会を設置することを推進します。

また、組合内での議論を透明化するため、意思決定プロセスの記録を徹底するとともに、組合内での情報共有の在り方や、会合の運営方法についても、法令遵守の観点から再検討を行います。

4. 注意喚起ポスターの作成・掲示

従業員のコンプライアンス意識の定着と日常業務への浸透度を高めるため、各給油所や事務所における注意喚起ポスターの掲示を進めます。

注意喚起ポスターには、「カルテル行為は法令違反です」というメッセージとともに、カルテルが疑われやすい事例と具体的な対応例を明記し、日常業務の中でコンプライアンスを意識する機会を通じて、啓発効果を高めていきます。

< 注意喚起ポスターのイメージ >

●カルテル（談合）とは
 同業者間で価格や数量等について話し合い、競争を制限する行為のことで、法律上禁じられています。カルテルと認定された場合、**企業（事業者）に課徴金が課されることになる**だけでなく、**個人にも懲役や罰金の刑事罰、さらには懲戒処分等が科される可能性があります。**

⇒価格や数量の話を聞くだけでも、カルテルと疑われる可能性があります

カルテルは消費者からの信頼を損なう行為です。
会社や自身を守るためにも、正しい対応を行ってください！

< カルテルが疑われやすい事例と具体的な対応（誤・正）例 >

事例	間違った対応例	正しい対応例
SS店頭価格に関すること	<p><価格の取り決めに關わる行為は一切不可></p> <p>【価格の取り決め】 ・SS店頭価格に関して、改定幅、改定日時等（以下、価格等）を対面・電話等で話し合う ・自身が対面・電話等で、同業他社に価格等を提案する ・提案された価格等を了解する</p> <p>【価格情報の収集】 ・同業他社から直接、電話等で価格等に関する情報を受領する。同業他社から直接、当該情報を聞くだけでもカルテルと疑われる可能性があるので要注意！</p> <p>【価格情報の共有】 ・他社から価格等に関する情報を受領し、第三者に回す ※自社SSの価格に反映しないとしても、同業他社から得た情報を伝えるだけでカルテルと疑われる可能性があるので要注意！</p>	<p><自ら調査した情報を経営に活かすことは可></p> <p>・仕入や自社コスト、再投資可能な利益を考え、自社SSの価格設定を行うこと（自ら調査した周辺SSの価格を参考とすることは問題ない） 万が一、カルテルを意図する価格情報を受けた場合は、「今後一切、カルテルを意図する価格情報の連絡はいただきたくない」と明言する</p> <p>※受領した情報を価格に反映させなかったとしても、受領した事実だけでカルテルと疑われる可能性があるため、情報を受領しないことを明確に意思表示する</p> <p>・同業他社がいる会合で、カルテルを意図した価格や入札に関する話題となった場合、退席する</p>
入札に関すること	<p>【入札資格の取り決め】 ・他社の入札価格情報を入手・活用し落札する。 ・入札に参加する同業他社と受注する順番（持ち回り）を決める</p>	<p>・コンプライアンス違反が疑われるような情報を得た場合は、上長【コンプライアンス担当者】または社長に報告する</p> <p>※会合では、「採算販売の重要性」や「変動コストの適切な小売価格への転嫁」等呼び掛けることは問題ない</p>

5. 有識者を講師とした県単位での研修会の開催

石油組合において、法務等の分野で専門知識を持つ有識者を講師に招き、コンプライアンス研修会を定期的を開催することを推進します。

研修会では、独占禁止法の最新動向、過去の違反事例の分析、企業が取るべき予防策などの具体的な解説や、質疑応答やケーススタディを通じて、参加者が自らの業務に照らして理解を深められるよう実施します。

6. 各県組合でのコンプライアンス体制整備のための相談窓口の設置

法令違反の疑いや不適切な行為に対して、相談者が安心して声を上げられる体制を確保することは、問題の早期発見や再発防止につながります。

このため、法令遵守に関する疑問や不安を抱える SS 事業者が、早期に相談できるよう都道府県の石油組合に「コンプライアンス相談窓口」を設置することを推進することとし、その準備を進めていきます。